北斗市告示第１０５号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５及び第１６７条の１１の規定により、令和９年度及び令和１０年度において、北斗市が発注する工事又は測量等設計の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和　８年１１月　６日

北斗市長　池　田　達　雄

北斗市一般競争入札及び指名競争入札参加資格要件

第１　資　格

１　基本的資格要件

(1) 北斗市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第167条の４第２項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

(2) 競争入札参加資格者は、雇用保険、健康保険および厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入義務がない者を除き、社会保険等に加入していること。

２　契約の種類による資格要件

次に掲げる契約に係る競争入札に参加しようとする者は、令和８年12月１日（以下「審査基準日」という。）において、それぞれに定める要件を満たしていなければならない。

(1) 工事の請負契約

工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次のア及びイの要件を満たし、かつ工事の種類ごとにウ又はエの要件を満たしている者とする。

ア　審査基準日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けた建設業者で、工事の種類に応じ、次に掲げる(ｱ)及び(ｲ)の事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案したうえで(ｳ)に掲げる工事の種類ごとに別に定める当該工事の種類ごとの工事予定価格に対応する等級に格付するものとする。

(ｱ) 客観的審査事項：建設業法第27条の23第３項の規定により、平成20年国土交通省告示第85号に定められた項目とする。

(ｲ) 主観的審査事項：工事成績並びに地域貢献評価

(ｳ) 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、水道施設及び管工事、電気工事

イ　審査基準日現在において引き続き１年以上その許可を受けた事業を営んでいること。

ウ　工事の請負契約のうち、水道施設工事については、審査基準日現在において北斗市指定給水装置工事事業者の資格を有する建設業者であること。

エ　工事の請負契約のうち、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、消防施設、清掃施設、解体工事の競争入札参加資格者は、審査基準日現在において、建設業法による許可を受けた建設業者であること。

(2) 測量等設計の委託の契約

測量等設計の委託の契約に係る競争入札に参加しようとする者は、次のア、イ及びウの

要件を満たし、かつ委託の種類ごとにエ又はオの要件を満たしている者とする。

ア　審査基準日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ　令和７年12月１日から令和８年11月30日までの間に売上高を有していること。

ウ　個人にあっては、従業員が２人以上であること。

エ　建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。

オ　測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。

第２　資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

(1) 政令第167条の４第１項に規定する者になったとき。

(2) 政令第167条の４第２項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。

(3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

(4) その他、第１の１および２に定める資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。

第３　資格審査の申請の時期、方法等

１　申請時期

(1) 令和８年12月10日から令和９年１月29日までとする。

(2) 経常建設共同企業体に係る申請時期は別途定める。

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）が経済産業局長の行う官公庁の発注に係る適格組合証明を受けたときは、当該中小企業等協同組合又は協業組合については、第１号によるほか、当該証明を受けたときとする。

(4) 企業組合又は協業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは、第１号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。

(5) 特に市長が必要と認めた者に係る申請時期は、市長の指定する日とする。

２　申請の方法

資格の審査を受けようとする者は、別に市長が定める書類を添付した所定の申請書を提出しなければならない。

(1) 方法は、北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト（https://www.hoctec.info/kyoshin/）

(2) 申請書の作成にあたっては、北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトに掲載されている様式を使用するものとし、北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き及び本告示内容を確認すること。

3　資格審査の再申請

競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をするものとする。

(1) 競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合

(2) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合

(3) 企業組合である競争入札参加資格者又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

第４　資格の有効期限

資格の有効期限は、令和９年度及び令和10年度とする。